

第6次愛媛県地域保健医療計画【参考】	愛媛県地域医療ビジョン（仮称）
<p>第1章 計画の基本的事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画の性格 2 計画の期間 3 計画の基本理念 4 計画推進の体制と役割 5 目標の達成状況等の分析及び評価 <p>第2章 保健医療の現状</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人口等の状況 2 入院患者の状況 3 医療施設の状況 <p>第3章 保健医療圏の設定と病床の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保健医療圏の設定 2 基準病床数 <p>第4章 医療提供体制の現状、目標及び整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本的考え方 2 5 疾病 5 事業及び在宅医療に係る医療連携体制の現状と課題、目標及び性方針 3 公的医療機関等及び社会医療法人の役割 4 医療に関する情報の提供の推進 5 薬局の役割 6 医療の安全の確保 7 その他必要な対策 <p>結核・感染症対策、臓器等移植対策、難病等対策、 歯科保健医療対策、リハビリテーション、血液確保 対策、血液製剤の適正使用、医療に関する情報化</p> <p>第5章 保健医療従事者の確保</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、栄養士及び管理栄養士、その他の保健医療従事者（理学療法士、作業療法士、臨床検査技師 等）</p> <p>第6章 保健・医療・介護・福祉の総合的な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保健・医療・介護・福祉の連携 2 新しいえひめづくりの推進 3 母子保健福祉対策 4 高齢者保健福祉対策 5 障害者保健福祉対策 <p>第7章 健康危機管理体制の構築</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健康危機管理体制 2 医薬品等の安全対策 3 食品の安全対策 4 生活環境衛生対策 5 その他の健康危機管理対策 <p>第8章 地域保健体制の整備</p> <p>市町保健センター、保健所、衛生環境研究所、心と体の健康センター、地域包括支援センター</p>	<p>第1章 ビジョンの基本的事項</p> <p>地域保健医療計画に準じて、医療対策課にて作成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ビジョンの性格 <ul style="list-style-type: none"> ・医療法第 30 条の 4 第 7 項に基づく地域医療構想として策定 2 ビジョンの目標年次 <ul style="list-style-type: none"> ・2025（平成 37）年 3 ビジョンの基本理念 <ul style="list-style-type: none"> ・地域における病床の機能の分化及び連携の推進 <p>第2章 構想区域の設定</p> <p>地域医療ビジョン推進戦略会議の議論を踏まえて、県で整理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 構想区域の設定 <p>第3章 機能区分別の必要病床数</p> <p>2 次医療圏ごとに設置する調整会議（仮称）が、医療対策課と協議しながら整理・推計</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人口等（将来推計を含む） 2 機能区分別医療需要（将来推計を含む） 3 機能区分別医療供給（将来推計を含む） 4 機能区分別必要病床数（将来推計） <p>第4章 地域医療構想の実現に向けて</p> <p>国のガイドラインを元に、医療対策課にて整理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病床機能報告制度等の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・患者や住民に対する公表 ・地域医療構想調整会議での情報活用 2 地域医療構想の実現に向けた取組み <ul style="list-style-type: none"> ・各医療機関における自主的な取組み ・地域医療構想調整会議を活用した医療機関相互の取組 ・県の取組み（要請、勧告、命令） <p>第5章 将来あるべき医療提供体制を実現するための施策の方向【全県＋各構想区域別】</p> <p>地域医療ビジョン推進戦略会議、調整会議（仮称）、医療対策課など、全ての関係者で具体的な施策を検討</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病床の機能の分化及び連携の推進 2 在宅医療の充実 3 医療従事者の確保・養成

H27.4 現在〔イメージ〕

愛媛県地域医療ビジョン（仮称）の概要

第1章 ビジョンの基本的事項

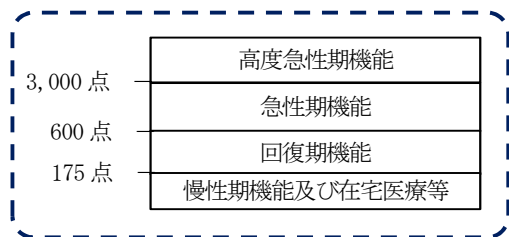
- 1 ビジョンの性格 ・ 医療法第30条の4第7項に基づく地域医療構想として策定
- 2 ビジョンの目標年次 ・ 平成37年（2025年）
- 3 ビジョンの基本理念 ・ 地域における病床の機能の分化及び連携の推進

第2章 構想区域の設定

- 1 構想区域の設定
 - ・ 現行の二次医療圏を原則としつつ、人口規模、患者の受療動向、疾病構造の変化、基幹病院までのアクセス時間の変化など、将来における要素を勘案して検討
 - ・ 平成30年度からの次期医療計画において、最終的には二次医療圏と一致が適当

第3章 機能区分別の必要病床数

- 1 人口等
 - ・ 人口は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（2013年3月中位推計）』を用いる
- 2 機能区分別医療需要
 - ・ [当該構想区域の2013年度の性・年齢階級別の入院受療率×当該構想区域の性・年齢階級別推計人口]を総和したもの
 - ・ 医療資源投入量によって医療需要の機能区分を行い、それぞれの境界は、右図のとおり
 - ・ 国が示すデータ及びシステムを元に推計（国研修会6月～）
- 3 機能区分別医療供給
 - ・ 現在の医療提供体制が変わらないと仮定した推定供給数と医療需要数を比較
 - ・ 乖離が大きい場合等には、関係する都道府県や都道府県内の医療関係者との間で供給数（構想区域内の医療機関が入院医療を行う患者数）の増減を調整し、将来のあるべき医療提供体制を踏まえた推定供給数を確定
- 4 機能区分別必要病床数
 - ・ 推定供給数を病床稼働率で除して得た数を、各構想区域における平成37年の病床の必要量（必要病床数）とする
 - ・ 病床稼働率は、高度急性期75%、急性期78%、回復期90%、慢性期92%とする



第4章 地域医療構想の実現に向けて

- 1 病床機能報告制度等の公表
 - ・ 患者や住民に対する公表
 - ・ 地域医療構想調整会議での情報活用
- 2 地域医療構想の実現に向けた取組み
 - ・ 各医療機関における自主的な取組み
 - ・ 地域医療構想調整会議を活用した医療機関相互の取組
 - ・ 県の取組み（要請、勧告、命令）

H27.4 現在〔イメージ〕

第5章 将来あるべき医療提供体制を実現するための施策の方向【全県＋各構想区域別】

算出された必要病床数と直近の年度の病床機能報告制度の集計数とを比較して、2025年のあるべき医療提供体制を実現するための施策を全県的及び構想区域別に検討

1 病床の機能の分化及び連携の推進

病床の機能の分化(例)

体制構築 クリティカルパス(クリニカルパス)活用による病床機能に応じた入院医療の標準化・効率化のための体制整備・研修等の支援

人材確保 キャリアパスとして異なる病床機能の病棟及び在宅医療で働くことを意識した研修・教育の支援

病床の機能の連携(例)

体制構築 地域の創意工夫を活かした地域連携パスの作成・活用のための体制整備・連携の支援

人材確保 地域の医療・介護連携において中心的役割を担うリーダーやコーディネーターとなる人材の養成

2 在宅医療の充実

退院支援(地域側)(例)

体制構築 必要な事例の退院時カンファレンスへの参加、退院元の医療機関・施設と在宅医療・介護を提供する医療機関・事業所が情報交換できる場の設定

人材確保 退院後の療養生活の相談に乗る窓口に配置するソーシャルワーカーを育成するための研修

日常の療養生活の支援(例)

体制構築 診療所間の連携や、病院医師による支援により、在宅医の不在時の代診等の支援体制の構築、地域の在宅医療の課題等の解決を目指した関係者による「在宅医療推進協議会」の設置・運営

人材確保 在宅医療に取り組む医師確保のための同行訪問を含んだ導入研修、関係者と協議した在宅医療に取り組む人材確保の支援

急変時の対応(例)

体制構築 診療所等が24時間体制を確保するための、病院と診療所、診療所同士、診療所と訪問看護事業所の連携の構築、関係団体等と協働で、24時間体制構築のためのコーディネートや支援

人材確保 介護従事者に必要な急変時の知識とスキルの向上を図るための、介護従事者を対象にした救命講習

看取り(例)

体制構築 患者や家族に対する、在宅で受けられる医療や介護、看取りに関する適切な情報提供

人材確保 看取りに対応できる医師、看護職員、介護関係者を養成するための、多職種研修や施設との合同開催の研修

3 医療従事者の確保・養成

医療従事者の確保・養成(例)

地域医療支援センター等を活用した医師等の偏在の解消、医療勤務環境改善支援センター等を活用した医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進、看護職員の確保・定着・離職防止、ワーク・ライフ・バランスの確立

地域医療ビジョン策定スケジュール等

(別添)

		医療対策課	推進戦略会議	WG	調整会議 (各保健所)	
平成26年度	3月	3/25 地域医療構想策定ガイドライン等説明会 (厚生労働省主催) に出席	3/16 第1回推進戦略会議 開催 ・策定方針等について			
		3/31 地域医療構想策定ガイドライン受領				
平成27年度	4月	4/24 ガイドライン等説明会開催	4/23 ガイドライン等協議 (県医師会、愛媛大学、県)		4/24 ガイドライン等説明会参加	
		4月中 厚生労働省から医療計画策定支援データブック (改訂版)・推計ソフトを受領 病床機能報告制度H26年度結果				
	5月	5/13期限 国へ研修会参加者の報告	専門家1名を選定 (県医師会、愛媛大学、県)		データブック等説明 データの収集・活用 ガイドラインの確認	調整会議の設置 事務局：各保健所企画課 ・要綱制定 ・人選～委嘱
		第1回総合研修 (入門編) 開催日：6/16(火)～6/18(木) 対象：都道府県担当者1名 内容：・構想区域の設定 ・医療需要と必要量の将来推計方法 ・データブックの活用 ・課題抽出方法 等				第1回調整会議 ・ガイドラインの共有 ・スケジュール・策定体制の確認 ・骨子案
	研修結果の説明会 (第2回推進戦略会議及び調整会議事務局 (保健所) 説明) ・研修結果の報告 今後の作業説明 等					
	7月	7/13(月)～7/14(火) 専門家研修 対象：都道府県から委嘱された専門家(大学・医師会等)1名 都道府県担当者1名 内容：・専門家と都道府県が協働して取り組むべき課題の抽出・問題解決方法・必要な施策 ・医療計画に関する協働のあり方 等	WG設置 ・専門家研修に参加した専門家を中心とした政策立案型WGを設置 ・人選 ・本WGは課題抽出から各圏域で取り組むべき施策の立案・提言までが目的。		推計等の作業	
	8月					
	9月			《政策立案型WG》 ・課題抽出 ・施策の検討 ・各地域における医療提供体制の確立に向けた体制整備に関する検討 ・先進事例の研究	第2回調整会議 ・推計結果の検討・協議 ・構想区域設定の検討	
	10月	第2回総合研修 (計画実践編) 開催日：10/13(火)～10/15(木) 対象：都道府県担当者 内容：・二次医療圏と異なる構想区域の設定方法 ・医療機能分化・連携の先進事例 ・策定プロセスのあり方 ・調整会議の開催 ・データ分析方法・問題解決方法 等		拠点づくり、人材の確保・養成、体制整備、ハード整備、診療体制の確保、連携体制の整備 など	・施策の検討 ・素案作成作業	
11月	合同会議 (第3回推進戦略会議及び調整会議事務局 (保健所) 説明) ・研修結果の報告 ・区域間・県間調整 ・推計結果の確認 ・今後の作業説明 等					
12月	全県的ビジョン素案作成 ・県間調整【広島県、香川県、高知県との調整を予定】 ・構想区域間調整 ・全県的施策の検討 等			第3回調整会議 ・施策の検討 ・素案作成 (以降の修正は議長一任) 保健所ホームページ等で意見公募 (市町広報誌等で周知)		
1月	各圏域意見対応後及び推進戦略会議意見対応取りまとめ パブリックコメント実施	第4回推進戦略会議 ・パブリックコメント案の検討 (以後の修正は座長一任)		意見対応 (修正等は議長対応)		
2月	パブリックコメント対応、最終案とりまとめ (修正等は座長一任)					
3月	推進戦略会議・保健医療対策会議・医療審議会					

※平成27年4月時点のスケジュール等